

## 第 86 回環境審議会における委員からのご意見への対応 (パブリック・コメント手続結果に関する補足事項)

### 1 前回審議会における委員からのご意見について

○市民からいただいたご意見への対応内容を「すでに対応している等により追記・修正を要さない」や「今後の参考とする」などに振分け、資料中に明示したほうが良い。

⇒前回審議会の中で「事務局で改めて集計し、追加資料でお示しする」と回答したことから、第 86 回横須賀市環境審議会の資料 7（別添参照）の補足資料としてお示しするものです。

### 2 意見に基づく対応

表中の「意見番号」は、別添の参考資料 1～6（前回審議会でお示した「パブリック・コメント手続（意見募集）結果」）の各意見番号に紐づいています。

#### (1) 環境基本条例の見直しについて 参考資料 1

意見の提出はありませんでした。

#### (2) 横須賀市環境基本計画 2030 の一部改定について 参考資料 2

[意見の提出者数] 1人 [意見の件数] 2件

対応内容	件数	意見番号
本案の中で追記・修正するもの	0 件	-
今後の参考とするもの	2 件	1, 2
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	0 件	-
合計	2 件	-

#### (3) 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の改正について 参考資料 3

[意見の提出者数] 1人 [意見の件数] 11件

対応内容	件数	意見番号
本案の中で追記・修正するもの	0 件	-
今後の参考とするもの	2 件	10, 11
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	9 件	1～9
合計	11 件	-

- (4) 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の一部改定について **参考資料 4**  
 [意見の提出者数] 2人 [意見の件数] 13件

対応内容	件数	意見番号
本案の中で追記・修正するもの	0件	-
今後の参考とするもの	8件	2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	5件	1, 8, 9
合計	13件	

- (5) みどりの基本条例の改正について **参考資料 5**  
 [意見の提出者数] 1人 [意見の件数] 5件

対応内容	件数	意見番号
本案の中で追記・修正するもの	0件	-
今後の参考とするもの	2件	1, 2
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	3件	3~5
合計	5件	

- (6) 横須賀市みどりの基本計画の改定について **参考資料 6**  
 [意見の提出者数] 1人 [意見の件数] 52件

対応内容	件数	意見番号
本案の中で追記・修正するもの (※)	6件	4~7, 15, 31
今後の参考とするもの	15件	10, 12~14, 17, 18, 23, 28, 29, 41, 45, 46, 49~51
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	31件	1~3, 8, 9, 11, 16, 19~22, 24~27, 30, 32~40, 42~44, 47, 48, 52
合計	52件	-

※案の追記・修正が生じた箇所 ((6)みどりの基本計画) については、前回審議会において修正内容等について報告し、答申の内容に反映済みです。

## パブリック・コメント手続の結果について（報告）

### 1 意見募集期間（共通）

令和7年10月10日（金）から10月31日（金）まで

### 2 意見募集結果

(1) 環境基本条例の見直しについて [参考資料1](#)

意見の提出はありませんでした。

(2) 横須賀市環境基本計画2030の一部改定について [参考資料2](#)

①意見の提出者数 1人

②意見の件数 2件

(3) 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の改正について [参考資料3](#)

①意見の提出者数 1人

②意見の件数 11件

(4) 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の一部改定について [参考資料4](#)

①意見の提出者数 2人

②意見の件数 13件

(5) みどりの基本条例の改正について [参考資料5](#)

①意見の提出者数 1人

②意見の件数 5件

(6) 横須賀市みどりの基本計画の改定について [参考資料6](#)

①意見の提出者数 1人

②意見の件数 52件

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

環境基本条例の見直しについて

- 1 意見等の募集期間  
令和7年(2025年)10月10日(金)~10月31日(金)
- 2 意見等の募集結果  
意見等の提出はありませんでした。

公表日:令和7年12月12日(金)

お問い合わせ先:環境部環境政策課

電話 046-822-8419(直通)

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市環境基本計画 2030 の  
一部改定について

【公表日】

令和7年 12 月 12 日(金)

お問い合わせ先：環境部環境政策課  
電話 046-822-8419(直通)

横 須 賀 市

# 「横須賀市環境基本計画 2030 の一部改定について」に対する パブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

## 1 意見募集期間

令和7年(2025年)10月10日(金)から10月31日(金)まで

## 2 意見の提出者数及び意見の件数

(1)意見の提出者数 1人

(2)意見の件数 2件

## 3 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	0人
郵送	0人
ファクス	0人
電子メール	1人
合計	1人

## 4 意見の内訳

項目	件数
基本目標1について	1件
基本目標2について	1件
合計	2件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

### (1)基本目標1について

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	基本目標1の施策の柱3「生物多様性の保全・再生と活用」において、横須賀市が進めている里山の自然環境の再生・保全活動の推進やブルーカーボンの推進について賛同する。	1件	今後の施策推進に向けたご意見として承ります。

### (2)基本目標2について

番号	意見の概要	件数	市の考え方
2	基本目標2の温室効果ガス排出量削減(2013年度比)について、2029年度(令和11年度)指標の数値を43%削減から46%削減に更新するにあたっては、エネルギーの安定供給と両立させながら環境に配慮したまちづくりを進めることが重要であるとする。	1件	今後の施策推進に向けたご意見として承ります。

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」  
の改正について

【公表日】

令和7年(2025年)12月12日(金)

お問い合わせ先：経営企画部都市戦略課(ゼロカーボン推進担当)

電話 046-822-9661(直通)

横 須 賀 市



「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の改正について」に対する  
パブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和7年10月10日(金)から10月31日(金)まで

2 意見の提出

1名の方から、11件の意見提出がありました。

3 意見の提出方法

提出方法	人 数
直接持参	0名
郵 送	0名
ファクシミリ	0名
電子メール	1名
合 計	1名

4 意見の内訳

項 目	件 数(該当番号)
「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の 内容に関する事	9件(No.1~9)
実施体制に関する事	1件(No.10)
パブリック・コメント手続の実施方法に関する事	1件(No.11)
合 計	11件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>市は、見直しにあたっての考え方で、「基本的な考え方である「理念条例」の位置付けを維持し、個別具体的な施策は、本市の地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において定める」と述べ、「建築物省エネ法」の改正により、新築住宅・建築物に対し、省エネ基準への適合が義務付けられることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正」をすとして 12 条に(5)を追記するとしています。ところが、この条例の見直しが「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に具体的な形で反映されていないと思います。</p> <p>仙台市が検討しているように「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」のような具体的な形として「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に反映させるべきであると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、本条例改正に関するご意見ではなく、別途、パブリック・コメント手続を実施した「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプランの一部改定について」に関するものと解釈しましたので、市の考え方は同案件の結果公表資料において公表します。</p>
2	<p>「促進地区」の設定は取り下げられたが、早急に検討をすすめ推進すべきです。</p>	
3	<p>中間目標として 2029 年度 46 %削減は、前回(2021 年)のパブリックコメントでも意見が提出されていたので、この見直しは当然と言えば当然であると思います。しかし、温室効果ガスの削減は喫緊の課題であり、カーボンバジェットが残り少ないことや先進国としての責任を考えるともっと野心的な目標が求められると思います。国の計画だ</p>	

	<p>けでなく COP28 で合意された目標（例えば、再生可能エネルギーを 2030 年までに現状の 3 倍、エネルギー効率改善を 2 倍に）の達成に寄与する立場で削減目標を引き上げるべきであると思います。</p>
4	<p>脱炭素の推進策が「エコポイント事業」に重点が置かれているように見えますが、太陽光発電の設置や買い換え時にはエネルギー効率の高い製品への転換、さらに断熱改修などが家計にとっても環境にとってもプラスになることを具体的に示し広報することも大事だと思います。エコポイントは交付と利用をもっと簡潔にすることが必要です。特に、エコポイントを利用できる商店が限られているのもっと広げるべきであると思います。</p>
5	<p>『「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」第3章計画の基本的事項の(5)温室効果ガス排出量の将来推計(現状趨勢)』の図 3-1 温室効果ガス排出量の将来推計のグラフが示されていますが、グラフだけでなく、数値表も付けるべきであると思います。</p>
6	<p>「地球を守れ」と言っているのですから、最大の GHG 排出源であるエネルギー転換部門の石炭火力発電所からの排出を「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の削減目標から除外しないこと。 (理由) 現行「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」第3章や令和5年度年次報告書などで、エネルギー転換部門を削減目標へ算入しないこととした理由として、「市民や事業者等の</p>

	<p>排出量削減の取り組みがエネルギー転換部門に反映されないため。取り組みのモチベーションの維持が難しいため。」としています。</p> <p>しかし、市民や事業者等も電力の使用者であり、再エネ電力の自家消費以外の電力使用量に応じて二酸化炭素を排出していることとなります。したがって市民や事業者等の排出量削減の取り組みはエネルギー転換部門に直接反映されます。すなわち市民や事業者等が太陽光発電を設置し、その電力を自家消費することや、省エネ機器への転換などの省エネ努力で電力消費を減少させれば、その分だけエネルギー転換部門(火力発電所)の発電量が減少し、二酸化炭素の排出量を減少させることにつながります。</p> <p>このことが理解されれば市民や事業者等が GHG を削減させる取り組みがエネルギー転換部門の排出量削減と密接な関係が理解され、モチベーションの維持どころか向上になると思います。</p>	
7	<p>GHG 削減目標を世界で合意されている 1.5℃ 目標と整合させること。</p> <p>(理由)</p> <p>今年パリ協定から 10 年、京都議定書完全実施から 20 年という節目の年であり、COP30 では COP28 で合意された次のような目標の達成が議論されることが期待されています。すなわち</p> <p>① IPCC 第 6 次評価報告書に沿って、2035 年までに GHG 排出量を 2019 年比で 60 %削減が必要であること。② 2050 年までにネット・ゼロを達成するために、公正で秩序だった方法で、化石燃料を再エネに転換して</p>	

	<p>いくこと。③再生可能エネルギーを2030年までに現状の3倍、エネルギー効率改善を2倍にすること。④森林破壊ゼロと陸・海の生態系を保全すること。などです。これらは世界の平均気温の上昇を工業化以前から1.5℃以内に抑えるには必要な合意目標であると思います。日本政府の目標との整合性だけでなく、世界での合意目標との整合性からも議論して目標設定すべである。</p>	
8	<p>再エネ導入目標を明確にし、具体策を強化すること。 (理由) 再生可能エネルギーの導入実績が不明で、2030年目標も示されていないので目標を明確に示すこと。また湘南田浦メガソーラーなど自然破壊の大規模発電所(メガソーラー)がつくられるなど対策が不十分です。今後、同様の自然破壊は許されないとと思いますが、厳しく規制すること。 再エネを増やすには個人や事業者による自立型再エネ導入をいかに進めるかが重要と思います。耕作放棄地や遊休農地を活用したソーラーシェアリングや再エネ促進区域の設定を積極的に働きかけ、自然共生・地域協働型の再エネ導入を推進するための施策を強く打ち出すこと。また、2050年ゼロを目指すために必要な再エネ目標を2030年、2035年、2040年のそれぞれの時点で設定すべきである。</p>	
9	<p>プッシュ型の対策が重要性を検討すること。 (理由) 市民の行動変容を大胆に提起すべき</p>	

	<p>であると思います。気候危機の現状を鑑みればコツコツ型の行動変容ではなく、省エネ機器や電気自動車、断熱、再エネ導入などの継続的で大きな効果が得られる取り組みの実施が必定だと思います。</p> <p>ゼロカーボンの本気でめざすには市民の善意・倫理観に期待した不特定多数に向けた情報発信では不十分であり、プッシュ型の対策が重要であると思います。例えば期間と地域を定めて、専門家による集中的な訪問型の相談活動を行う必要があると思います。</p> <p>ドイツ・フライブルクではこうした地域特化型のエネルギーコンサルティングを実施した結果、呼びかけ家庭の 25% が無料の省エネ診断を受け、さらに診断を受けた家庭の 60% が省エネ改修を実施するという結果が得られていると報告されています。横須賀市でもこのような実効性の高い政策について検討することが必要だと思います。</p>	
10	<p>市の担当職員を増員するとともに、自治体支援の中間組織強化を県に求めること。</p> <p>(理由)</p> <p>ゼロカーボンの推進は地球温暖化対策であると同時に持続可能な社会にするためにも不可欠であると思います。再エネはエネルギー密度が小さいので地域分散型のエネルギーシステムにならざるを得ないので行政を含む地方の取り組みが決定的に重要になると思います。</p> <p>その役割を果たすには、専門知識を持つ人材の育成、専門家との連携を強化することが必要だと思います。とりわけ地</p>	<p>今後のゼロカーボンシティの実現に向けたご意見として賜ります。</p> <p>福祉や子育て、地域経済の活性化などさまざまな行政の取り組みがありますので、限られた職員や予算の適切な配分に努めるとともに、国や県に対しても必要に応じ、支援等を強く要望していきます。</p>

	<p>方自治体である市のゼロカーボン推進課の人員増と財政強化を含む抜本的な体制強化が必要と思います。</p> <p>さらに、自治体間の連携や国政と繋ぐ県の役割も重要であると思います。県には現場の課題を把握し、国政・企業・市民など多様な主体をつなぐコーディネーター、伴走支援の役割を果たしてもらうよう中間支援組織としての強化を必要であると思います。</p>	
11	<p>パブリックコメントの意見募集の内容、方法を適切に改善する (理由)</p> <p>今回の意見募集では、何に対して、どのように意見を述べればよいのかが一見ただけでは理解できないものになっていると思います。改定について議事録や資料などで審議会の議論の内容を確認しなければ意見が提出できないので、必要な資料を添えるべきです。</p> <p>また、前回のパブリックコメントで出された意見とそれに対する市の見解を参照できるように資料として閲覧できるようにすべきです。</p> <p>市民からの意見を広く求める必要があると思いますが、十分な説明と期間を設けて意見募集を行うように改善が必要であると思います。</p>	<p>本パブリック・コメント手続については、条例に則り、実施しています。</p> <p>パブリック・コメントに関する資料として、見直し内容とその背景を簡潔に記載するよう努めています。</p> <p>審議会等の資料および議事録については、別途ホームページで公表していますが、資料のわかりやすさについては、今後に向けたご意見として賜ります。</p>

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

「ゼロカーボンシティよこすか 2050  
アクションプラン」の一部改定について

【公表日】

令和7年(2025年)12月12日(金)

お問い合わせ先：経営企画部都市戦略課(ゼロカーボン推進担当)

電話 046-822-9661(直通)

横 須 賀 市



「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランの一部改定について」  
に対するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和7年10月10日(金)から10月31日(金)まで

2 意見の提出

2名の方から、13件の意見提出がありました。

3 意見の提出方法

提出方法	人 数
直接持参	0名
郵 送	0名
ファクシミリ	0名
電子メール	2名
合 計	2名

4 意見の内訳

項 目	件 数(該当番号)
建築物に関する施策について	1件(No.1)
促進区域に関することについて	1件(No.2)
削減目標に関することについて	3件(No.3~5)
エコポイント事業に関することについて	1件(No.6)
グラフの表記について	1件(No.7)
エネルギー転換部門に関することについて	1件(No.8)
再エネ導入目標に関することについて	1件(No.9)
行動変容に関することについて	1件(No.10)
実施体制に関すること	1件(No.11)
パブリック・コメント手続の実施方法に関すること	1件(No.12)
ブルーカーボン事業に関することについて	1件(No.13)
合 計	13件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>市は、見直しにあたっての考え方で、「基本的な考え方である「理念条例」の位置付けを維持し、個別具体的な施策は、本市の地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において定める」と述べ、「建築物省エネ法」の改正により、新築住宅・建築物に対し、省エネ基準への適合が義務付けられることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正」をすとして12条に(5)を追記するとしています。</p> <p>ところが、この条例の見直しが「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に具体的な形で反映されていないと思います。</p> <p>仙台市が検討しているように「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」のような具体的な形として「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に反映させるべきであると思います。</p>	<p>別途パブリック・コメント手続を実施した「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直しについて」においては、建築物省エネ法の改正など、条例制定時から建築物を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正を行うこととしています。</p> <p>ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランにおいては、太陽光発電設備や窓の断熱改修等の建築物に特化した施策を行っており、すでに本計画に反映されています。</p> <p>今後も、他都市の事例等の情報収集を続けて、今後の施策について検討してまいります。</p>
2	<p>「促進地区」の設定は取り下げられたが、早急に検討をすすめ推進すべきです。</p>	<p>促進区域制度には、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づくものと、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)に基づくものがあります。</p> <p>いずれの促進区域についても、環境審議会温暖化対策推進部会において、区域設定に向け、審議・検討を進めてきました。</p> <p>審議の中では、促進区域の重要性は認識されましたが、その設定には様々な検討を要することから、今回の計画見</p>

		直し時期に合わせた制度設計には至りませんでした。 審議会では、引き続き、必要な条件等の整理を行い、継続して検討を進めていくこととしています。
3	<p>中間目標として 2029 年度 46%削減は、前回(2021 年)のパブリック・コメントでも意見が提出されていたので、この見直しは当然と言えば当然であると思います。</p> <p>しかし、温室効果ガスの削減は喫緊の課題であり、カーボンバジェットが残り少ないことや先進国としての責任を考えると、もっと野心的な目標が求められると思います。国の計画だけでなく COP28 で合意された目標(例えば、再生可能エネルギーを 2030 年までに現状の 3 倍、エネルギー効率改善を 2 倍に)の達成に寄与する立場で削減目標を引き上げるべきであると思います。</p>	<p>令和4年3月に策定した本計画の目標年度は、国の掲げる目標年度よりも一年早い 2029 年度としています。</p> <p>今回の見直しでは、国の目標などを加味し、市の施策も踏まえた中で、削減目標を 2029 年度に 46%削減(2013 年度比)に引き上げ、国が掲げる目標値を1年前倒して実現することを目指し、積極的に取り組みを進めていきます。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進については、基本方針1や基本方針2の指標として設定していますが、いただいた削減目標等のご意見については、今後に向けた参考とさせていただきます。</p>
4	<p>GHG削減目標を世界で合意されている 1.5℃目標と整合させること。</p> <p>(理由)</p> <p>今年はパリ協定から 10 年、京都議定書完全実施から 20 年という節目の年であり、COP30 では COP28 で合意された次のような目標の達成が議論されることが期待されています。すなわち① IPCC 第 6 次評価報告書に沿って、2035 年までに GHG 排出量を 2019 年比で 60%削減が必要であること。② 2050 年までにネット・ゼロを達成するために、公正で秩序だった方法で、化石燃料を再エネに転換していくこと。③再生可能エネルギーを 2030 年までに現状の 3 倍、エネルギー効率改善を 2 倍にすること。④森林破壊ゼロと陸・海の生態系を保全す</p>	

	ること。などです。これらは世界の平均気温の上昇を工業化以前から 1.5℃以内に抑えるには必要な合意目標であると思います。日本政府の目標との整合性だけでなく、世界での合意目標との整合性からも議論して目標設定すべである。	
5	温室効果ガス排出量の削減目標については、エネルギーの安定供給と両立させながら環境に配慮した取り組みを進めることが重要であると考えます。	ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの確保については、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合のバランスが重要であると考えています。 いただきましたご意見については、今後の参考として賜ります。
6	脱炭素の推進策が「エコポイント事業」に重点が置かれているように見えますが、太陽光発電の設置や買い換え時にはエネルギー効率の高い製品への転換、さらに断熱改修などが家計にとっても環境にとってもプラスになることを具体的に示し広報することも大事だと思います。エコポイントは交付と利用をもっと簡潔にすることが必要です。特に、エコポイントを利用できる商店が限られているのもっと広げるべきであると思います。	「よこすかエコポイント事業」は様々なゼロカーボンシティ実現に向けた施策のひとつです。 同事業は、市内経済の活性化にも寄与することを目的に、市の交付金をもとに、横須賀市地球温暖化対策地域協議会が実施していますが、今後についてはその効果等をみながら検討してまいります。
7	『「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」第3章計画の基本的事項の(5)温室効果ガス排出量の将来推計(現状趨勢)』の図 3-1 温室効果ガス排出量の将来推計のグラフが示されていますが、グラフだけでなく、数値表も付けるべきであると思います。	現状趨勢ケースの将来推計については、目標年度である2029年度の数値を計画書の資料編に掲載しています。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
8	「地球を守れ」と言っているのですから、最大の GHG 排出源であるエネルギー転換部門の石炭火力発電所からの排出を「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の削減目標から除外しないこと。	エネルギー転換部門については、本計画の策定時に、環境審議会、及び温暖化対策推進部会でのご意見等も伺い、市民・事業者等の排出削減の取り組みを反映することや取り組みのモチベーションの維持、他の中核市の取り扱な

	<p>(理由)</p> <p>現行「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」第3章や令和5年度年次報告書などで、エネルギー転換部門を削減目標へ算入しないこととした理由として、「市民や事業者等の排出量削減の取り組みがエネルギー転換部門に反映されないため。取り組みのモチベーションの維持が難しいため。」としています。</p> <p>しかし、市民や事業者等も電力の使用者であり、再エネ電力の自家消費以外の電力使用量に応じて二酸化炭素を排出していることとなります。したがって市民や事業者等の排出量削減の取り組みはエネルギー転換部門に直接反映されます。すなわち市民や事業者等が太陽光発電を設置し、その電力を自家消費することや、省エネ機器への転換などの省エネ努力で電力消費を減少させれば、その分だけエネルギー転換部門(火力発電所)の発電量が減少し、二酸化炭素の排出量を減少させることにつながります。</p> <p>このことが理解されれば市民や事業者等がGHGを削減させる取り組みがエネルギー転換部門の排出量削減と密接な関係が理解され、モチベーションの維持どころか向上になると思います。</p>	<p>などを総合的に勘案し、不算入といたしました。</p> <p>なお、計画の進行管理を行う年次報告書において、参考値として、エネルギー転換部門の排出量についても把握・公表しています。</p>
9	<p>再エネ導入目標を明確にし、具体策を強化すること。</p> <p>(理由)</p> <p>再生可能エネルギーの導入実績が不明で、2030年目標も示されていないので目標を明確に示すこと。また湘南田浦メガソーラーなど自然破壊の大規模発電所(メガソーラー)がつくられるなど対策が不十分です。今後、同様の自然破壊は許されないと考えますが、厳しく規制す</p>	<p>再生可能エネルギーの導入目標については、基本方針I「再生可能エネルギー導入・活用の促進」の指標として掲げています。</p> <p>また、個人や事業者に対して、昨年度(令和6年度)に補助制度を創設し、太陽光パネル等の導入を支援しています。</p>

	<p>ること。</p> <p>再エネを増やすには個人や事業者による自立型再エネ導入をいかに進めるかが重要と思います。耕作放棄地や遊休農地を活用したソーラーシェアリングや再エネ促進区域の設定を積極的に働きかけ、自然共生・地域協働型の再エネ導入を推進するための施策を強く打ち出すこと。また、2050年ゼロを目指すために必要な再エネ目標を2030年、2035年、2040年のそれぞれの時点で設定すべきである。</p>	
10	<p>プッシュ型の対策が重要性を検討すること。</p> <p>(理由)</p> <p>市民の行動変容を大胆に提起すべきであると思います。気候危機の現状を鑑みればコツコツ型の行動変容ではなく、省エネ機器や電気自動車、断熱、再エネ導入などの継続的で大きな効果が得られる取り組みの実施が必定と思います。</p> <p>ゼロカーボンの本気でめざすには市民の善意・倫理観に期待した不特定多数に向けた情報発信では不十分であり、プッシュ型の対策が重要であると思います。例えば期間と地域を定めて、専門家による集中的な訪問型の相談活動を行う必要があると思います。</p> <p>ドイツ・フライブルクではこうした地域特化型のエネルギーコンサルティングを実施した結果、呼びかけ家庭の25%が無料の省エネ診断を受け、さらに診断を受けた家庭の60%が省エネ改修を実施するという結果が得られていると報告されています。横須賀市でもこのような実効性の高い政策について検討することが必要と思います。</p>	<p>ゼロカーボンシティの達成に向けては、行政だけでなく、市民や事業者・団体などの関係する方々の取り組みも不可欠だと考えています。</p> <p>今後に向けたご意見として、賜ります。</p>

11	<p>市の担当職員を増員するとともに、自治体支援の中間組織強化を県に求めること。</p> <p>(理由)</p> <p>ゼロカーボンの推進は地球温暖化対策であると同時に持続可能な社会にするためにも不可欠であると思います。再エネはエネルギー密度が小さいので地域分散型のエネルギーシステムにならざるを得ないので行政を含む地方の取り組みが決定的に重要になると思います。</p> <p>その役割を果たすには、専門知識を持つ人材の育成、専門家との連携を強化することが必要と思います。とりわけ地方自治体である市のゼロカーボン推進課の人員増と財政強化を含む抜本的な体制強化が必要と思います。</p> <p>さらに、自治体間の連携や国政と繋ぐ県の役割も重要であると思います。県には現場の課題を把握し、国政・企業・市民など多様な主体をつなぐコーディネーター、伴走支援の役割を果たしてもらうよう中間支援組織としての強化を必要であると思います。</p>	<p>今後のゼロカーボンシティの実現に向けたご意見として賜ります。</p> <p>福祉や子育て、地域経済の活性化などさまざまな行政の取り組みがありますので、限られた職員や予算の適切な配分に努めるとともに、国や県に対しても必要に応じ、支援等を強く要望していきます。</p>
12	<p>パブリックコメントの意見募集の内容、方法を適切に改善する</p> <p>(理由)</p> <p>今回の意見募集では、何に対して、どのように意見を述べればよいのかが一見ただけでは理解できないものになっていると思います。改定について議事録や資料などで審議会の議論の内容を確認しなければ意見が提出できないので、必要な資料を添えるべきです。</p> <p>また、前回のパブリックコメントで出された意見とそれに対する市の見解を参照</p>	<p>本パブリック・コメント手続については、条例に則り、実施しています。</p> <p>パブリック・コメントに関する資料として、見直し内容とその背景を簡潔に記載するよう努めています。</p> <p>審議会等の資料および議事録については、別途ホームページで公表していますが、資料のわかりやすさについては、今後に向けたご意見として賜ります。</p>

	<p>できるように資料として閲覧できるようにすべきです。</p> <p>市民からの意見を広く求める必要があると思いますが、十分な説明と期間を設けて意見募集を行うように改善が必要であると思います。</p>	
13	<p>横須賀市が進めるブルーカーボンの推進について賛同する。</p>	<p>ブルーカーボンを推進することは、重要な取り組みだと考えており、現在、三浦半島の4市1町で連携して、藻場の再生に取り組んでいます。</p> <p>今後も、ブルーカーボンの取り組みについては、三浦半島の自治体、事業者、関係者の皆様と連携した取り組みを進めていきます。</p>

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

みどりの基本条例の改正について

【公表日】

令和7年（2025年）12月5日（金）

【問い合わせ先】

建設部自然環境・河川課  
電話 046-822-8331（直通）

横 須 賀 市

## 「みどりの基本条例の改正について」に対する パブリックコメント手続き（意見募集）の結果について

### 1. 意見募集期間

令和7年（2025）年10月10日（金）～10月31日（金）

### 2. 意見の提出者数及び意見の件数

■意見の提出者数 1名                      ■意見の件数 5件

### 3. 意見の提出者方法および内訳

#### ■提出方法

提出方法	人数
直接持参	1人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	0人
合計	0人

### 4. 意見に基づく対応

対応内容	件数
本案の中で追記・修正するもの	0件
次期計画改定の参考とするもの	0件
今後の参考とするもの	2件
関連部署へ申し伝えるもの	0件
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	3件
合計	5件

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見	件数	市の考え方
	概要		
1	基本理念において、生態系の調査の実施により、生物多様性地域戦略を検討する旨を明確に記載したらどうか。	1	本項は条例の基本理念にあたるため、みどり政策の具体的な取り組み内容については、みどりの基本計画において運用状況に応じて検討します。
2	基本理念において、三浦半島という広域的な観点において、横須賀市がリードして生物多様性地域戦略を検討する旨の宣言をしたらどうか。	1	本項は条例の基本理念にあたるため、みどり政策の具体的な取り組み内容については、みどりの基本計画において運用状況に応じて検討します。
3	現在のみどりの基本条例は、現在のみどりの基本計画の施策が掲げられていないように思われるので、理念条例に見直し、みどりの基本計画で実効性を強めることも一つの手法ではないか。	1	みどりの量や質の確保、緑化の支援等、特にみどり政策の根幹となる政策について条例に記しています。いずれも重要な施策であるため、現段階でこれらを削除し、理念条例とすることは考えていません。
4	みどりの基本計画の策定項目の中で、生物多様性地域戦略との整合と書かれているが、生物多様性地域戦略の条文はなくていいのか。	1	生物多様性地域戦略は生物多様性基本法に基づくものです。第9条において、生物多様性地域戦略とも調整、連携する旨明記しています。なお、整合という言葉は、条文では使用していません。
5	生物多様性を考えるにあたっては、新たな条文にしていく方が良いのではないか。その条文の中で、生物多様性地域戦略を検討する項目を掲げていく方が良いのではないか。	1	みどりの機能の一つに生物多様性の確保が挙げられると考えています。みどりの質の向上が生物多様性の確保に貢献することから、本条項に記載しています。ご指摘の内容につきましては、今後のみどりの基本計画やみどりの基本条例の運用状況を見ながら、必要に応じて検討します。

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市みどりの基本計画の改定について

【公表日】

令和7年（2025年）12月5日（金）

【問い合わせ先】

建設部自然環境・河川課  
電話 046-822-8331（直通）

横 須 賀 市

**「横須賀市みどりの基本計画の改定について」に対する  
パブリックコメント手続き（意見募集）の結果について**

1. 意見募集期間

令和7年（2025）年10月10日（金）～10月31日（金）

2. 意見の提出者数及び意見の件数

■意見の提出者数 1名                      ■意見の件数 52件

3. 意見の提出者方法および内訳

■提出方法

提出方法	人数
直接持参	1人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	0人
合計	0人

■内訳

項目	件数
第1章 本計画の概要	5件
第2章 横須賀市のみどりと 生きものの現状	7件
第3章 目標を基本方針	12件
第4章 推進施策	17件
第5章 ゾーン別計画	11件
第6章 体制と進行管理	0件
資料編	0件
合計	52件

4. 意見に基づく対応

対応内容	件数
本案の中で追記・修正するもの	6件
次期計画改定の参考とするもの	0件
今後の参考とするもの	15件
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	31件
合計	52件

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見		概要	件数	市の考え方
	該当箇所				
	章番号	ページ			
1	1章	2	2ページの計画の位置づけにおいて、整合の表示だけでなく、みどりの基本計画の方向性を示すための文言を記述したかどうか。	1	本ページは他計画との関係性を概略的に表記したものであるため、他計画の理念や目標などの細かい記述は省略します。
2	1章	2	みどりの基本計画と都市公園の整備の管理の方針との位置づけは、整合という文言より取組強化というような表現が良いのではないかと。	1	他計画との間でずれが生じないことや目標を合わせることを示していることから、整合が適当であると考えます。
3	1章	4	4ページの様々なオープンスペースのみどりの中で、水辺地の表現で泡括せず、河川・海辺・その他水辺地と明確にしても良いのではないかと。	1	水辺のみどりについて、様々な水域形態が考えられることから、ここでは総称して水辺地とします。
4	1章	7	7ページの写真において、機能表題だけでなく、この写真が意味することを簡単にコメントできないかと。	1	7ページの写真は6ページに記載している機能の補足として掲載しているため、ここでは機能のみの記載としています。なお、写真の説明（機能）については6ページの記述に合わせた表記にします。
5	1章	8	8ページのグリーンインフラについて、ここに書かれる意味が分からない。	1	6ページにてみどりの様々な機能を説明しており、これらの機能を活かすことがグリーンインフラであると捉えているため、当該ページに記載しています。ご指摘を踏まえ、上記の旨を追記します。
6	2章	15	横須賀市都市計画マスタープランでは、「拠点ネットワーク型都市づくり」という方向性は記載されていないが、両計画の整合性は図られているのか。	1	ご指摘を踏まえ、現行の横須賀市都市計画マスタープランと整合を図った表記に修正します。
7	2章	16	16ページの市民意識において、経年変化でどうなっているか述べられていると良い。	1	ご指摘を踏まえ、前回のアンケート実施時から自然環境への満足度が高い旨追記します。
8	2章	21	21ページの緑被率と樹林地率が述べられているが、2種類の違いをどのように計画に反映させていくのかを示してもらおうと良いと思われる。	1	緑被率は計画の指標として、樹林地率は過去からの変遷を見る参考情報として掲載しています。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			件数	市の考え方
	該当箇所		概要		
	章番号	ページ			
9	2章	22	22ページにおいて、平成22年から率が上がっているのは、精度を高めたことによるものと述べられているが、もう少し理由を示してほしい。	1	平成22年の調査では、これまで把握できなかった個人宅の庭木や街路樹など小さな緑地も把握できるようになったため、緑被率が大幅に向上しました。また平成27年度以降の調査では前回調査時に日陰となっていた部分等も調査したこと、湘南国際村にて植樹活動が実施されていること等が主な増加要因として考えられます。
10	2章	28	水系及び流域等において、防災のための現状は把握が必要ではないか。現状時間雨量80mm以上での氾濫危険区域等を把握し、危険度マップを検討できないか。	1	引き続き、流域治水の観点からみどりの現状把握、情報収集に努めていきます。危険度マップの作成については、関係部署に情報提供いたします。
11	2章	41	41ページにおいて、温暖化対策、防災対策なので、その他の計画（景観計画、地域防災計画、ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン）についても、関連計画として掲げる必要があるのではないか。	1	ご指摘の計画とも整合を図っておりますが、整合する計画が多岐にわたるため、ここでは特に関連性の強い計画を記載しています。
12	2章	43	43ページにおいて、(1)近郊緑地保全区域の保全活用、(2)魅力ある街路樹づくり、(3)生物多様性地域戦略検討のための生態系調査推進、(4)防災推進のための河川、ため池、休耕田などの調査検討、(5)都市公園安心安全の定期点検の実施、(6)温暖化対策としての公園・工場・学校・街路樹の緑化推進、(7)防災、減災のみどりの再生、(8)生物多様性に配慮した公園・学校のみどりの推進の項目を挿入出来ないか。	1	ご指摘の項目については、「みどりの保全・創出と機能の向上」や「魅力ある公園づくり」等の各項目に含まれていると考えます。ご指摘いただいた具体的な内容につきまして、今後の取り組みの参考にします。
13	3章	45	45ページの量の個別目標で温暖化、ヒートアイランド対策としてのみどりの向上を目指すため、市街化区域内の緑被率を掲げられないか。	1	ここでは市全域のみどりを増やすことを目標にしているため、市全域の緑被率を数値目標としています。なお、今後市街化区域内の緑被率にも注視していきます。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			件数	市の考え方
	該当箇所		概要		
	章番号	ページ			
14	3章	45	45ページの質の個別目標で、魅力ある街路樹づくり推進、防災推進のための河川、ため池、休耕田などの調査及び対策検討・都市公園安心安全の定期点検推進、・温暖化、ヒートアイランド対策としての太陽光発電のソーラーパネル設置基準の検討・防災・減災のみどりの再生を掲げられないか。	1	ご指摘いただいた内容は、質の目標の「みどりの機能を向上させ、人々に安全で快適な暮らしを提供します」に集約されると考えます。ご指摘いただいた具体的な内容につきまして、今後参取り組みの参考とします。
15	3章	47	47ページの都市域の中に、社寺林、街路樹についての項目を掲げたらどうか。	1	社寺林や街路樹は住宅地や都市域の点在するみどりに含まれると考えています。ご指摘を踏まえ、点在するみどりに社寺林、街路樹を追記します。
16	3章	47	47ページの海岸域において、河川域の項目を入れたらどうか。	1	河川は水辺のみどりとして、樹林地や住宅地等各項目のみどりの機能に含まれていると考えます。
17	3章	50	50ページの緑被率の目標において、みどりの減少を明確化にし、施策展開方針を考える要素とするため、緑被率の地域別目標を掲げたらどうか。	1	緑被率の変化の要因について調査するとともに、地域別の緑被率の変化にも注視していきます。
18	3章	51	51ページの質の個別目標として14で示した内容を掲げられないか。	1	ご指摘いただいた内容は、質の目標の「みどりの機能を向上させ、人々に安全で快適な暮らしを提供します」に集約されると考えます。ご指摘いただいた具体的な内容につきまして、今後参取り組みの参考とします。
19	3章	52~53	52~53ページの基本方針において、ヒートアイランド現象の緩和を主題としているが、温暖化対策を主とした機能の向上として捉えた方が良くはないか。	1	基本方針1はヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化対策を含めたみどりの機能全体の向上を方針としています。
20	3章	54	54ページの方針図において、農業振興地域以外の農地（休耕田も含む）について、この方針はどうするのか。	1	54ページの図の農地は農業振興地域以外の農地も含んでいます。農業振興地域以外の農地についても農地がもつみどりの機能の向上を目指します。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			件数	市の考え方
	該当箇所		概要		
	章番号	ページ			
21	3章	55	55ページの基本方針2において、都市公園安心安全の定期点検の推進、生物多様性に配慮した公園の推進を入れることはできないか。	1	ご指摘の内容については、具体的な施策の中で明記しています。
22	3章	56	56ページの基本方針3において、生物多様性地域戦略を推進するため、生態系の調査実施を実施し、三浦半島地域において、本市がリードしていく旨が表現できないか。	1	生物の調査及び近隣市町との連携については現在も実施しているため、今後も取組みを継続していきます。
23	3章	57	57ページの量の個別目標で温暖化、ヒートアイランド対策としてのみどりの向上を目指すため、市街化区域内の緑被率を掲げられないか。	1	ここでは市全域のみどりを増やすことを目標にしているため、市全域の緑被率を数値目標としています。なお、今後市街化区域内の緑被率にも注視していきます。
24	3章	57	57ページの基本方針4においては指導者の育成を積極的に進める方向付けが必要と思われる。	1	指導者の育成、支援については現在も里山ボランティア等で実施しています。今後も取組みを継続していきます。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			件数	市の考え方
	該当箇所		概要		
	章番号	ページ			
25	4章	59～60	59ページ,60ページで追加で展開が必要と思われる施策として(1)樹林地の土砂流出危険樹林のは握による危険度マップの検討、(2)近郊緑地保全区域の保全と活用、(3)河川の時間雨量80mm以上での氾濫危険区域、ため池、休耕田等のは握により河川のバイパス、調整池計画の検討、(4)魅力ある街路樹づくり、(5)温暖化対策としての公園・学校・工場・街路樹の緑化推進、(6)防災、減災のみどりの再生計画の策定、(7)樹林地における温暖化対策・防災対策としての太陽光のソーラーパネル設置基準の検討、(8)社寺林のは握と保全推進、(9)生物多様性に配慮した公園・学校のみどりの推進、(10)海岸線の海岸植物の調査、(11)生物多様性地域戦略検討のための生態系調査推進、(12)都市公園安心安全の定期点検の推進、(13)みどりと自然のめぐみ継承推進指導者育成などが考えられる。	1	(1),(3),(7)はご意見があった旨、関係部署に情報提供するとともに、今後のみどり政策の参考とします。その他のご意見につきまして、今回の改定では施策の集約統合を行ったため、施策名には載っていませんが、各施策にて推進していきます。
26	4章	64	64ページの近郊緑地保全区域については保全を主体に活用も考えたかどうか。	1	近郊緑地保全区域内の活用についても検討していきます。なお、活用の取組みについては施策《1-1》に集約しています。
27	4章	66	66ページの公共施設におけるグリーンインフラの導入において、方針の目標の中で、温暖化対策、景観の向上の文言も入れたらどうか。また、取組み内容の中で学校が入らないのか。	1	グリーンインフラの導入の目的については、ご指摘の温暖化緩和機能、景観形成機能の向上も含んでいます。また、学校等の公共施設も取組みの対象としています。
28	4章	67	67ページのみどりの基本条例の適切な運用において、どこまでの施策を方針、取組みに入れるかの基準を考えておいた方が良いと思われる。	1	ご指摘の内容につきましては、今後施策を進めるうえでの参考とします。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見		件数	市の考え方
	該当箇所			
	章番号	ページ		
29	4章	68	1	ご指摘の通り、計画の改定や法改正、社会情勢の変化等、必要に応じてガイドラインの見直しを行います。
30	4章	68	1	広域的な取組みに向けて近隣の市町や県、博物館との連携強化に努めていきます。
31	4章	69	1	(1)この地区は、大規模開発行為により、誘致距離を考慮して公園が配置された結果、公園の機能の重複が見受けられます。こうしたことから、機能再編の効果が得られやすいと判断し、モデル地区に選定しました。なお、他の候補地についても現在検討中ですが、機能の重複の程度や地区の特性などを総合的に判断して選定していきます。 (2)ご指摘を踏まえ、対象となる公園の一例を追記しました。
32	4章	70	1	ご指摘の点につきまして、(1)については施策《2-2》を推進していく上で参考とします。び(2)は施策《2-2》にて、(3)は施策《1-4》にて取組みを進めていきます。
33	4章	70	1	ご指摘の点につきまして、(1)は施策《1-4》にて、(2)は施策《2-4》にて取組みを進めていきます。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見		概要	件数	市の考え方
	該当箇所				
	章番号	ページ			
34	4章	71	71ページの効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進の取組み内容において次の取組を追加できないか。 (1)市民協働による維持管理の推進 (2)公園をよりよく使ってもらうための普及活動の充実	1	ご指摘の点につきまして、(1)は施策《4-4》にて、(2)は施策《4-1》にて取組を進めていきます。
35	4章	72	72ページの(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進は、どのようになったら旗を下すのか。	1	現時点では、国営公園の実現を目指して誘致活動を継続する方針です。そのため、取止めの予定はありません。
36	4章	73	73ページの生物多様性の保全と活用において、生物多様性地域戦略検討についてはどのように考えているのか。	1	本計画は生物多様性地域戦略にも位置付けた計画であり、本計画全体に生物多様性に関する方針等が述べられていると考えています。特に基本方針3にて、生物多様性の保全・活用について記載しています。
37	4章	73	73ページの森林・里山環境の保全と活用において、ここでいう森林とはどういうものを描いているのか。また、樹林地についての施策は展開されないのか。	1	本計画の森林は森林法第2条に基づくものを想定しています。樹林地についても森林と同様に生物多様性の保全・活用の推進に努めていきます。
38	4章	73	73ページの森林・里山環境の保全と活用の取組み内容において、リーダーの育成推進を組み入れていた方が良いのではないか。	1	ご指摘の点につきましては、施策《4-1》のボランティア養成に含まれており、取組を進めていきます。
39	4章	74	74ページの水辺環境の保全と活用において、河川は入ってこないのか。また、学校のビオトープも入ってこないのか。	1	河川及び学校の水辺ビオトープも含まれます。
40	4章	76	76ページの外来生物対策の推進において、対策を実施している3頭以外の本市で問題となっている特定外来生物を掲げ、今後の排除の方針は述べられないか。	1	外来生物の種数が多岐にわたるため、防除計画を策定している種のみ掲載しています。計画に記載している通り、3種以外についても情報収集及び防除、啓発に努めていきます。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見		概要	件数	市の考え方
	該当箇所				
	章番号	ページ			
41	4章	78	78ページのみどりと自然のめぐみの継承の取組み内容において、次の取組みを追加してはどうか。 (1)みどりのマネジメントが出来る人材育成 (2)カーボンニュートラルの推進企業との連携強化	1	ご指摘の点につきまして、(1)は施策《4-1》にて取組みを進めていきます。 (2)については、関係部署にご意見あった旨情報提供するとともに、今後のみどり政策の参考とします。
42	5章	86	86ページ以降の植物、鳥類、昆虫類で掲げられているものは、いつ時点のものか。また、この中で温暖化の影響で見られるようになったものものがあるか。	1	令和7年4月時点の情報となります。生物相の変化については、温暖化の影響以外にも植生の遷移や種の市街地への適応、生息・生育環境の変化等、様々な要因が考えられるため、温暖化の影響を受けた種についての確証に足るデータがありません。引き続き生物相の変化に注視し、情報収集を行っていきます。
43	5章	87	87ページの地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討の中に、鷹取川も掲げたらどうか。	1	生物の資料が少ないことから記載は控えますが、ご意見を踏まえ鷹取川の生きものに関する情報収集に努めていきます。
44	5章	87	87ページのまちなかのみどりの保全・創出において、現在追浜駅前再開の設計が検討されているので、緑化推進の要望をしたらどうか。また、工業地域の工場緑化推進の支援をしたらどうか。	1	追浜駅前の再開発事業については、本計画に記載する内容ではありませんが、事業の参考とします。工場緑化については、民有地の緑化支援として施策《1-6》にて取組みを進めていきます。
45	5章	91	91ページの地域の貴重な自然環境の保全・活用において、猿島公園の植物の一部においてウミウの糞害も見られるので、経過的観察が必要である旨の明記もしたらどうか。	1	現在猿島においてウミウの糞害による人的被害や植生の影響といった報告は受けていませんが、ご意見を踏まえ、糞害の実態について今後注視していきます。
46	5章	95	95ページの地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討において、海岸植物の保全を施策の中に盛り込んだらどうか。	1	海岸の保全については関係部署に情報提供するとともに、今後のみどり政策の参考とします。海岸植生については情報収集を行い、今後の状況に注視するよう努めていきます。

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			件数	市の考え方
	該当箇所		概要		
	章番号	ページ			
47	5章	95	95ページのまちなかのみどりの保全創出において、ヒートアイランド現象の記述があるが、なにか赤外線等の写真などで明らかにされているものか。	1	一般的に市街地においてヒートアイランド現象がみられる傾向にあることによるものです。
48	5章	97	97ページの流域区分と水辺地において、平作川には多くの橋がかかっているので、橋の数を記述したらどうか。	1	本計画に記載する内容ではありませんが、橋梁を河川調査の目印等の参考にします。
49	5章	99	99ページの本市の魅力あるみどりに親しめる取組みの推進において、平作川のイベント活用を記述したらどうか。	1	ご指摘の内容につきましては、関係部署や施設管理者に情報提供するとともに、今後のみどり政策の参考とします。
50	5章	103	103ページの地域の貴重な自然環境の保全活用に向けた検討において、近郊緑地保全区域の保全・活用を記述したらどうか。	1	近郊緑地保全区域内の保全・活用にも取り組んでいきます。なお、本文には「武山不動周辺」等、具体的な地名、名所で記載しています。
51	5章	107	107ページの地域の自然環境の保全・活用に向けた検討において、海岸植物の保全を施策に盛り込んだらどうか。	1	海岸の保全については関係部署に情報提供するとともに、今後のみどり政策の参考とします。海岸植生については情報収集を行い、今後の状況に注視するよう努めていきます。
52	5章	112	112ページの地域の自然環境の保全・活用に向けた検討において、立石から長者ヶ崎の間は波に洗われ、海岸線が変化してきているので、この項目の中で海岸線の保全の記述が出来ないか。	1	海岸植生については、調査や情報収集を行い、今後の状況に注視するよう努めていきます。なお、立石～長者ヶ崎間の海岸域では、県による養浜事業が行われており、砂浜が回復傾向との報告を受けています。